

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う県立自然の家

における主催事業の中止・団体の受入停止について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染源や感染経路が判明しない症例が増えており、4月7日、東京都など7都府県で、「緊急事態宣言」が発出されたところです。

宮城県としても4月3日に知事、仙台市長、公益社団法人宮城県医師会会長、一般社団法人仙台市医師会会長の連名で「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する県民の皆様への緊急メッセージ」が出され、その中で「3つの密」（密集・密閉・密接）を避ける行動の徹底等、万全の体制を期する必要性が、強く示されております。

そこで、自然の家における主催事業と、4月1日から再開した団体の受入を、下記のとおり停止することにいたしました。事業への参加及び利用を予定されていた皆様には、御迷惑をおかけいたしますが、御理解・御了承いただきますようお願いいたします。

なお、受入停止期間は「当面の間」とし、再開の時期につきましては、感染状況や国の動向等を踏まえて判断し、ホームページ等でご案内させていただきます。

記

- 1 自然の家における主催事業の中止・団体の受入停止の期間
令和2年4月10日（金）から「当面の間」